

## 「大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議」設置要綱

### (目的)

#### 第1条

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を大阪府域で受け入れる際に守るべき処理指針を策定するに当たって、放射線による人体や環境への影響に関する考え方について検討することを目的として、有識者による「災害廃棄物の処理指針に係る検討会議（以下「検討会議」と言う。）」を設置する。

### (検討事項)

#### 第2条

検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 災害廃棄物の処理に係る基本的な事項
- (2) 処理の各工程における廃棄物や焼却灰の放射性物質濃度や線量率についての考え方
- (3) 測定についての考え方
- (4) その他、災害廃棄物処理における放射線による影響に関し必要と認める事項

### (組織)

#### 第3条

- 1 検討会議は、委員4名により構成する。
- 2 委員は、放射線に関して学識経験を有するものから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

### (座長)

#### 第4条

- 1 検討会議に座長を置き、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

#### 第5条

- 1 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、検討会議において公開しないことを決したときは、この限りでない。

### (事務局)

#### 第6条

検討会議の事務局は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課に置く。

### (その他)

#### 第7条

本要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。